

第3章 今後の市町村の在り方

今後の市町村の在り方を検討するに当たって、市町村の規模や行政サービスなど地域の在り方は地域が自ら決定するという地方自治の考え方が基本となることは言うまでもないが、前章までの市町村を取り巻く状況と課題を踏まえ、次のような機能を備え、必要な取組を行うべきである。

1 今後の市町村の在るべき姿～住民に最も身近な行政主体としての機能～

住民にとって市町村は「最も身近な行政主体」であり、次のような機能・体制を充実・強化する必要がある。

(1) 住民自治の充実・発揮

施策やまちづくりを始めとする地域の在り方は地域が自ら決定するという地方自治の本旨に基づき、主役である地域住民が基本・起点となる自治をさらに確立していかなければならない。

また、地方分権においては、自己決定・自己責任の考え方がより重要になるため、最も身近な自治体としての単位・区域である市町村において、主役である住民が自治意識を高めた上で、その意向と参画により市町村経営を行うという住民自治をさらに充実・発揮する必要がある。

(2) 団体自治の強化

以上の住民自治を実現させるための団体自治とするため、市町村は、住民が自主的・主体的に選択できる制度の構築など真の地方自治の実現を目指し、住民の意向・活動を踏まえ、福祉施策を始めとする住民生活に密着した分野や独自のまちづくりなど地域の特性を生かせる分野に関する事務など、地域における幅広い事務を自主的・総合的に処理することができる体制を確立する必要がある。

そのためには、既存の法制度にとらわれない制度・政策提案のほか、担い手となる人材の育成・確保や、住民の活動やニーズに応えた市町村独自の施策を行うにあたっての権限と、それを実行に移す財源の強化が必要である。

2 市町村に求められる取組～変革・強化・柔軟・多様～

<<取組の前提>>

市町村経営に当たって、時代の大きな変化とそれに伴う様々な要請に対応していくには、旧来型の考え・取組では困難がある。そのため、市町村は住民福祉の増進を目的に、意識改革に始まり、自らのあり様や取組・施策などあらゆる面での大胆な改革・変革をすべきであり、議会も同様の取組が求められる。

また、住民も同じく、住民自治・地方分権を踏まえての意識・行動の改革が必要である。

(1) 住民自治の充実・発揮についての取組

住民自治の充実・発揮のため、市町村は次のような取組を行うべきである。

自治意識の高揚

地方分権下の自己決定・自己責任の原則を踏まえると、自治意識の高揚は今後重要なポイントとなり、主役である住民の意識改革・取組の促進がさらに求められる。市町村においても、地域住民が自分の地域をこうしたいとする思いを汲み取り施策に反映させたり、市町村と住民が連携し公共的な分野での活動を行うなど、地域の自治の主役としての活動や課題解決の取組を通じて、住民の自治意識の高揚を図るべきである。

住民活動の支援・促進、住民と行政の協働

市町村は、以上の住民自治の活動に呼応し支援する体制を構築し、また、地方自治法に規定された地域自治区制度の活用や、行政区単位で自治が担える仕組みを充実させるなど、住民自治をさらに促す取組を行うべきである。

また、市町村は、現在担っている事務で本来住民の活動であるものや、住民が担った方が効果的である事務について、住民や住民団体などと連携・協働して地域課題の解決を図っていくべきである。

将来ビジョンの共有

地域住民は自治の主演として地域の課題・現状について関心・理解を持つことが重要であり、市町村は、住民に対し積極的に行財政の現況や地域の課題について情報を提供・公開し、その上で、財政運営見通しを踏まえた住民負担と住民サービス・施策の水準の決定や自らの市町村のあり様を含めた将来的な方向・ビジョンを、住民とともに構築し共有すべきである。

(2) 団体自治の強化についての取組

上記の住民自治の活動に呼応し、また、地域における幅広い事務を自主的・総合的に処理するに当たり、「権限」、「財源」及び「人間」、いわゆる「3ゲン」の強化を図り、団体としての行財政基盤の強化、行政体制の転換、行政サービスの質の向上を図る等、強い自治体を構築するため、市町村は次のような取組を行うべきである。

真の地方自治実現に向けての制度・政策提案

全国一律・画一の取扱い・規制等、市町村経営に支障をきたしたり、多様な地域の実状にそぐわないなど不都合があるものや、今後のまちづくりの施策において新たに必要となる制度などについて、市町村は常に検証し、住民自治を生かすための団体自治を確立するという真の地方自治の実現に向けて、既存の法制度にとらわれず、制度提案や政策提案を国・県に対し行うべきである。

例えば、第28次地方制度調査会において、「法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実」や「教育委員会と農業委員会についての選択制」について、地方の意向・提案を踏まえた答申がなされたところである。また、当審議会においても、シティ・マネージャー制度や二元代表制、フルセット型行政の在り方を例に多様な自治制度について議論し、長所・短所など様々な意見があったが、市町村においても、真の地方自治の実現に向けて、議事機関や執行機関も含めた地方分権時代に対応した市町村の在り方について常に検討し、制度・政策提案を行うべきである。

権限の充実・強化

市町村は、住民に身近な行政主体として地域住民の利便、福祉の向上及びまちづくり等のため、国や県の持つ必要な権限について移譲を求めるべきである。

財源の充実・強化、効果的な行政

市町村は、厳しい財政状況の下、行政サービス・施策を行うに当たって、自主財源の一層の確保や歳出削減を実施するなどにより、徹底した行財政改革を行うべきである。

また、限られた財源を有効に活用するため、コスト意識を高め、事業の評価と検証を十分に行い、効果的に事業を執行すべきである。

さらに、行政の行う事務の範囲について十分な検証を行うとともに、民間委託などによる効率化を図るべきである。

人間（職員・人材）の充実・強化

市町村は、限られた職員を有効に活用し、高度化・多様化する住民ニーズ等に応えるため、職員の意識改革・能力向上を図り、行政運営能力を高めるべきである。

また、変化していく多様な住民ニーズに柔軟に対応できる人材の充実・強化を図るべきである。

多様な主体との連携

市町村は、公共分野を担ってきている住民、NPO、ボランティアやその他団体などと協働し、またネットワークを構築しながら、官民一体となって地域の課題を解決していくべきである。

広域的な連携

以上の取組についてスケールメリットを生かすため、また、住民の生活圏等に合わせた行政を行っていくため、市町村は、既存の広域行政組織の活用や新たな広域連合の設置による事務の共同化、他団体への事務の委託等によって効率化が望まれる事務や広域の見地から必要な共同施策の検証・選択を行い、また、市町村合併についての検討を行うなど、他の市町村や県との連携を積極的に図るべきである。

例えば、現在国においても検討がなされており、また多くの市町村が指摘している国民健康保険事務の広域化などについて、市町村は近隣市町村と連携し、国の動向などを待たずにできることから自ら着手していくべきである。